

大阪中之島美術館運営事業 競争的対話の記録（第2回）（全体回答）

No.	対象資料	確認したい内容・その背景・主旨	回答
1	競争的対話の記録（第1回）（個別回答）	事業者が提案した利用料金が大阪市議会において否決された場合、当該事象はリスク分担において、政策変更に類するものであると考えられ、かつ事業者に帰責事由がないことに鑑み、①サービス対価の調整、②要求水準の緩和による本事業のコスト低減、等により優先交渉権者選定時点における事業者の想定する収益性を阻害しないよう御配慮いただけませんか。	機構が定める上限金額は、大阪市議会での議決により、決定されます。大阪中之島美術館運営事業「募集要項等に関する質問への回答（第2回）」No.60、大阪中之島美術館運営事業「競争的対話の記録（第1回）」No.10で示したとおり、機構が定めた本施設の利用料金の上限額が事業者が提案した利用料金を著しく下回ることが生じた際は、機構と事業者との間で協議を行うことを想定しておりますことをご理解ください。
2	競争的対話の記録（第1回）（個別回答）	保険の対象範囲については事業者の裁量によるものと御回答が御座いましたが、通常保険の付保を行っていない美術品については、事業者の帰責事由がない限りにおいて、リスク分担は事業者ではないと認識して差し支え御座いませんか。なお、事業者が通常保険を付保しない美術品であるものの、事業者裁量にて保険を付保した場合、当該保険金を修補等に活用するものと認識しております。	本施設で収蔵する所蔵品及び第三者からの寄託品にかかる保険については、要求水準書「II. 5. (10) ②」に規定しているとおりになります。なお、所蔵品及び事業者に付保を義務付けていない寄託品については、事業者が損傷等にかかる損害賠償を勘案して付保することを妨げるものではありません。 また、本施設で収蔵する所蔵品及び第三者からの寄託品にかかる破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等により機構が被った損害に関し、機構もしくは事業者がどのように負担するかについては、実施契約書（案）第57条第1項から第3項において定めております。なお、同条第2項は、大阪中之島美術館運営事業「競争的対話の記録（第1回）【追加回答部分】」No.11で示したとおり、原案を訂正しておりますのであわせてご参照ください。
3	競争的対話の記録（第1回）（個別回答）	入館者数の増加とサービス施設全般の収入増加は必ずしも比例的な増加は期待できない可能性が御座います。例えば、来館者数の増加のうち、入館料無料の小中学生等の増加である場合、サービス施設全般での消費性向は低いものと考えられます。しかしながら、入館者数数の増加と収入増加が比例的であるか否かを問わず、入館者数の増加により費用増加が発生する場合、増加費用を控除していただきたいとの意向で御座います。	展覧会収入が超過する背景として想定される入館者数の増加によるサービス施設等の収入増加をはじめ、当初想定される収入以上を確保できるような事業者の創意工夫によって、仮に展覧会に係る費用が増加した場合でも事業全体で事業継続性を担保することを期待します。 また、実施契約書（案）「別紙4 III.」の追加給付に関しましては、募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）No.313のとおり、有料率に関する記載を訂正しております。あわせて、募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）No.317のとおり、追加給付額の算定においては「展覧会入場者数の実績における増減を展覧会収入に反映した「PSC想定収支」を用いて、当初見込んだVFMが維持できる範囲の追加給付額を算定する」としており、この場合、PFIの実績収支についても、収入額算出の考え方である「観覧料×展覧会入場者数×有料率」のうち、観覧料及び有料率については当初想定数値を維持したものとみなして算定した収入額を追加給付額の算定に用いることを想定しております。そのため、当該年度の年間収入が想定年間収入より下回った金額が必ずしも追加給付額とはならない点にご留意ください。なお、後日公表予定の実施契約書（案）の訂正版にあわせ、上記の質問回答の内容を補記した実施契約書（案）別紙4を公表しますので、あわせてご参照ください。
4	競争的対話の記録（第1回）（個別回答）	事業者の職員であることは、SPCへの在籍出向を含め職員であると認識しておりますが、齟齬は御座いませんか。事業者の職員の雇用形態等、何らかの明確な定義があれば御教示いただけますでしょうか。	館長及び学芸員は、機構から事業者にて在籍出向し、SPCの事務職員と同様、事業者の職員となることを求めています。要求水準を充足するように本業務を実施するにあたっては、SPCにて在籍出向した職員（館長及び学芸員）は、常勤の正規職員であることが必要と考えられます。また、要求水準書「II. 5. (5) ②」に記載のとおり、機構からの出向職員と統括マネージャー及び事務職員の連携・協力を求めている、事務職員が行う業務に関しては、外部企業への業務委託の形を取ることは基本的に想定しておりません。なお、SPCの事務職員のうち各種責任者でない者については、SPCが自ら雇用するアルバイト、派遣社員等の非正規職員であることを妨げるものではありません。
5	競争的対話の記録（第1回）（個別回答）	美術館運営の実務と事業者の経営との観点は異なるものと考えますが、会社法上の取締役と同等の権限を持たせているとのことですが、取締役と同等の権限及び責任を有すると理解してよろしいでしょうか。	ご指摘を受け、「大阪中之島美術館運営事業 競争的対話の記録（第1回）（全体回答）」No.45の回答を以下のとおり訂正します。 「本事業では、館長を取締役としておりませんが、館長は美術館運営の実務を担うことから、運営方針について、意見を述べることは必要と認識しており、本事業においては要求水準書「II. 5. (5) ⑥」に記載の館長に関する要求水準を充足することを求めています。そのため、取締役会において館長の権限が制限されることは想定しておらず、取締役会への館長の出席を拒否することは基本的には想定しておりません。」
6	競争的対話の記録（第1回）（個別回答）	御回答賜りました点について、一点御確認で御座います。本件の施設引渡時においては、空気環境管理基準は充足されているものと考えてよろしいでしょうか。	施設引き渡し後の空調・換気等により管理基準を満たすものと考えております。

大阪中之島美術館運営事業 競争的対話の記録（第2回）（全体回答）

No.	対象資料	確認したい内容・その背景・主旨	回答
7	競争的対話の記録（第1回）（個別回答）	封じ込め対策について、雨水の浸透及び浸透後の放流についても何らかの対策が行われているとの認識でよろしいでしょうか。	土壌汚染対策法に基づく調査では、問題はありませんでした。その後、残土搬出のための自主調査の中で一部から微量の汚染が検出されたため、環境局と相談し、地下水に影響のない形での埋戻し、封じ込めを行う予定です。
8	要求水準書	警備業務のコスト削減のため以下希望いたします。 24時間有人警備、2時間毎の巡回が必要な場合昼夜間通しにて2ポスト以上の配置(2ポストを回すには6名以上)が必要となります。維持管理コストを低減するために警備業務全般において時間の制約を外していただき民間からの自由提案とさせていただきます。 以下の消し線部分を文章から削除、下線部追加願います。 ②窓口業務 ・美術館内のセキュリティ保持を前提として24時間、職員等の出入り管理や外来者の対応を行うこと。（機械警備併用可） ③巡回業務 ・対象施設内の事故、対象施設や備品等の損壊、作品資料の損壊や盗難の予防、いたずらや落書き等の防止のため、24時間最低2時間毎に対象施設内を巡回し、事故や異常の早期発見に努めること。（機械警備併用可） ⑥警備体制等 ・毎日24時間の有人警備を行うこと。（機械警備併用可）	美術館の警備は、作品資料、来館者・職員、そして施設の安全を実質的に確保するために整えられることに加え、同時にその警備体制が美術館の姿勢を示し、美術館自体の評価の一部になります。美術館の評価の向上は、より優れた外部作品の借用や展覧会の誘致の可能性を広げることから、警備体制は警備のみの問題ではなく、事業発展に関わる美術館運営の重要な要素との認識によって、要求水準を設定しているとご理解ください。 なお、本質問に係る要求水準書の訂正表も合わせてご参照ください。
9	要求水準書 実施契約書	機構が実施する更新投資と事業者が実施する修繕業務の関係性について。 維持管理の修繕費を積算するに当たり、事業者が実施する修繕業務の範囲を限定確定していただきたく質問します。 要求水準書で求めている修繕とは、 <u>機器の更新を含まない</u> 修理、補修、部品交換であると記載の通り認識しております。 従いまして以下の場合、機構による更新投資の対象と認識しております。 ・経年により当該部品等の入手が出来なくなった機器の更新 ・部分的な部品交換を実施できない機器の更新（部品一体型機器等） ・制御機器関連の末端機器単体の機器更新（温度計等） ・劣化により復旧できない展示室壁面内側にある下地面の壁面更新（壁面クロス内側の下地面のビス止め等による下地劣化更新を指しています） また、要求水準書別紙4にて記載がある【『更新投資』の実施にあたっては、その時点における施設や設備の状況及び機構における予算の状況等を鑑みて決定】との記載がございますが、機構に予算が無いことにより機器の更新が実施されなかった場合であっても、民間事業者は機器の更新義務は無い事を確認させていただきます。	前段においてご指摘の各事例について、機構による更新投資の対象に該当するかどうかにつきましては、その都度の協議によるものとなります。なお、機構による更新投資は、今後作成予定の中長期保全計画を目安に投資を行っていくことを想定しておりますが、更新投資時点における施設や設備の状況及び機構における予算の状況等に鑑みて最終的には決定することとなります。 また、後段でご指摘の場合においては、民間事業者は機器更新の義務はございません。
10	要求水準書	更新投資の時期について確認いたします。 機構が実施する更新投資について、主な施設・設備としてリスト化されておりますが、何年に更新するのか明記がされておられません。 質疑回答にある参照書籍である、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築物のライフサイクルコスト」において更新時期が記載されておりますが、この基準で更新して下さるという認識で宜しいでしょうか。 民間側で無駄な修繕費を積算しないため、更新時期のタイミングで更新していただくことで修繕コストが削減できます。	現時点では「建築物のライフサイクルコスト」により想定して下さい。なお、実際の『更新投資』の実施にあたっては、中長期保全計画及びその時点における施設や設備の状況及び機構における予算の状況等を鑑みて決定することとなります。
11	要求水準書	更新投資の内容について確認いたします。 「建築物のライフサイクルコスト」では以下の内容が事業期間内(15年間)の更新対象となっており、これらは機構が事業期間内に更新投資をするという認識でよろしいでしょうか。 ・空調フィルター・末端機器電子式温度検出器・末端試験弁・安全弁・減圧弁・空調ダンパー・衛生器具類・各制御盤等 民間側では無駄な修繕費を積算しないため、更新投資の内容を明確にしたいとご回答よろしくお願ひ致します。	現時点では「建築物のライフサイクルコスト」により想定して下さい。なお、実際の『更新投資』の実施にあたっては、中長期保全計画及びその時点における施設や設備の状況及び機構における予算の状況等を鑑みて決定することとなります。

大阪中之島美術館運営事業 競争的対話の記録（第2回）（全体回答）

No.	対象資料	確認したい内容・その背景・主旨	回答
12	守秘義務対象資料1-1 ・近隣建家等調査仕様書	総則において「監督員の指示により工事完了後に事後調査を行う場合も・・・」とありますが、事後調査も確実に実施し報告書を作成させていただきたい。	事後調査については、必要に応じて実施いたします。
13	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面	消火器及び露出型消火器ボックスは建設工事の工事区分では別途となっておりますが、建物引渡し時点（運営権設定時点）には、必要な消火器、消火器ボックスは運営権者が準備することなく全てそろっていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面	音響・室内環境付記事項において音響関連工事では 設計目標値として 展示室：NC-35以下、講堂：NC-25以下、展示環境関連工事では、各化学物質の基準値として、数値が示されており、基準値以下であることを測定確認し報告書を取得するようにしてください。	設計目標値・基準値は施工時の目安として設定しているものです。
15	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面 ・補足事項説明書	内装工事完了から枯らし期間が十分に取れているのか確認したい。枯らし期間周辺の工程を提示願います。	枯らし運転については、施設引き渡し後に行うものと考えております。
16	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面	床タイルについて、参考品番を調べても分かりません。タイル表面は防滑処理が施され滑り難い表面となっているのでしょうか。	防滑性能を有する材料を指定しています。
17	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面 ・補足事項説明書	1階 熱交換器室、電気室、ポンペ庫、開閉器室、空調機械室の床仕上げの記載がありません。「質問回答および補足事項説明書」では、床仕上げ不要としています。防塵塗装の仕上げとしていただきたい。	不要と考えています。
18	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面	①各階パッサージュの壁仕上げが、化粧ルーバーAとなっておりますが、銅板 t0.5mmだと、非常に柔らかくへこみやすくすぐに損傷する状況です。幅木部分を含む高さH=1500mmまでは、ガードパネル等にて補強をお願いいたします。②また下裏面の補強も10mmと薄いため強度を増していただきたくお願いします。何らかの補強を施す等対応しておかないと、ルーバーが凹み、部分的なルーバーの補修は不可能です。	化粧ルーバーAは銅板ではなく鋼板であり、コの字状に曲げて成型しておりますので一定の強度は満たすものと考えております。
19	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面	風除室5 巾木が木製となっておりますがSUS製に変更願います。	検討中です。
20	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面 ・補足事項説明書	①1階荷解き室のリフトのピット内部に排水を設けてください。水関連の進入に対する対処と臭い発生箇所の防止 ②トラックヤードエリアに清掃用の散水栓と排水を設置願います。	検討中です。
21	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面 要求水準書 附属資料2-6	レジスター等、4人体制で対応できるような備品の数量となっておりますが、チケット売場スペースの形状が、入口は狭く奥が広いような形状であり、客がチケットを購入するために並ぶには3列が限界だと思われます。	備品については契約後のPFI事業者の希望を徴取し、要不要や員数及び質の精査を実施することを想定しています。
22	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面	チケット売場は自動販売機として無人にしたいと考えています。チケット自動販売機の設置をA工事にてお願いしたい。	特定の候補者の提案のみにかかるご希望によって工事内容を変更することはできかねます。
23	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面 要求水準書 附属資料2-6	備品リストでは、閲覧室に受付用の椅子が2脚用意するようになっていますが、受付カウンターや、それに代わる机等が有りません。備品リストから漏れているのではないのでしょうか。	備品リストの通りです。

大阪中之島美術館運営事業 競争的対話の記録（第2回）（全体回答）

No.	対象資料	確認したい内容・その背景・主旨	回答
24	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面 要求水準書 附属資料2-6	備品リストでは、2階授乳室に椅子（ロビーチェア L=1800）を3脚用意するようになっていますが、中央の隔板が邪魔をして3脚並べることが出来ないと思われます。中央の隔板を無くしてはどうでしょうか。	授乳室は隔板でプライバシーを確保しながら、2組の母子が同時に利用できるよう設計されています。3脚目は直接授乳以外の授乳のために、親子休憩室（図面上のキッズスペース）で利用することを想定しています。
25	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面	階段の有効幅員が4,790mmもありますが、中間に手摺は必要ないのでしょうか。	ユニークベニユー活用など、幅広い階段の活用を想定して、中間手摺の設置はしておりません。
26	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面 要求水準書 附属資料2-6	備品リストで、2階パッサージュのピクチャーレール用フック200個用意することになっていますが、天井付けのピクチャーレールのため、フックだけでなくワイヤーも必要なのではないでしょうか。A工事が機構にてご準備願います。	備品リストでは、展示室以外で使用するピクチャーレール用フックを2階パッサージュに集約しています。なお、展示室以外でのピクチャーレール・ワイヤーを使用して作品を展示することは想定していません。ピクチャーレールの使用方法はPFI事業者の裁量に委ねる部分であるため、ワイヤーについては契約後にPFI事業者の希望を聴取し、要不要や員数及び質の精査を実施することを想定しています。
27	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面	3階の収蔵庫周りに天井点検口が55個計画されていますが、収蔵庫内に点検口を設置する場合は、記載のアルミニウム製 目地タイプではなく、気密性の保てる点検口としていただきたい。（点検口位置は不明）	気密性については、ガス消火設備があるため消防との協議を踏まえて検討を行います。
28	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面	2階と5階の吹抜部の手摺壁高さが1,150mm（ハンドレール高さは900mm）、4階は1,350mmとなっていますが、吹き抜け部の手摺高さは、落下防止のため一律H=1500mmとしていただけないでしょうか。	手摺高さについては検討中です。
29	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面	EXP, J脇の手摺がチェーンとなっていますが、落下対策が不十分だと考えております。チェーン高さH=1500mm、チェーン段数を多数増やし落下防止の危険性を排除願います。	落下対策については検討中です。
30	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面	建物内に雨水排水の沈砂枥、吊会所枥が8か所設置されておりますが、施設内に湿気が入り込む又は、オーバーフローの可能性が高いため、枥に関連する部分は外部に設置をしていただきたい。	図面のとおりとします。
31	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面	低湿度収蔵庫に設置される点検用SD-124が、単に四周にATゴムを付けただけのSDであり気密性保持には難があると思います（隣が空調機械室。そこに取り付けられる点検口SD-121も気密性等の対策がされていない）。入口SD-83は気密性等について対策がされています。SD-83同様に点検口についても対策必要と思います。	仕様も含めて検討中です。
32	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面	収蔵庫の壁各所に点検用SD-124が配置されていますが、出入口SD-82のように気密性に対し配慮がされていません。同様の対策が必要と思います。	気密性については、ガス消火設備があるため消防との協議を踏まえて検討を行います。
33	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面	展示室の壁面に点検用SD-133の仕様について、表面は化粧仕様であるが、気密性は四周ゴム付きとなっている程度です。展示室はもっと気密性の高い仕様としていただきたい。	気密性については、ガス消火設備があるため消防との協議を踏まえて検討を行います。
34	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面	閉架書庫に設置する移動式階段は、転倒の危険があるため、転倒防止対策（アウトリガー付）を追加していただきたい。	不要と考えています。
35	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面 要求水準書 附属資料2-6	建設工事設計図No.176の什器リストにあるほとんどが、附属資料2-6備品リストには含まれていません。設計図書に記載の什器リストに有る品物は誰が用意するのでしょうか（工事区分表で什器備品は別途工事とされています）。若しくは図面には有っても附属資料2-6備品リスト以外は不要という事でしょうか。	不要です。
36	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面	駐車場入り口部分に点線で記載のゲート（駐車場料金所）の設置は必須なのでしょうか。	機構では設置いたしませんので、事業者において要不要も含めてご検討ください。

大阪中之島美術館運営事業 競争的対話の記録（第2回）（全体回答）

No.	対象資料	確認したい内容・その背景・主旨	回答
37	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面	大型バス駐車スペースにバスが駐車された場合、駐車されたバスが邪魔をし、新たに進入するバスが北東角を曲がる事が出来ません。大型バス駐車スペースの位置を再検討してください。	車両軌跡図により旋回可能であることを確認しています。
38	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面	駐車場南西角の内側の駐車部分に一般車両を駐車すると、大型バスは角を曲がる事が出来ません。駐車できないようにしてバスが曲がりやすいようにする必要があります。	車両軌跡図により旋回可能であることを確認しています。
39	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面	駐車場入口部分の車止め（SUS304 φ76.3）が大型バスの出入りに邪魔になるため、設置しないでいただきたい。	車止めは落とし込むことができる仕様となっています。大型バス通行時には落とし込みで運用してください。
40	守秘義務対象資料1-1 ・建設工事図面	縁石とタイヤ止めを兼用している部分がありますが、タイヤが当る部分の縁石をアンカー固定する等、タイヤ止め同様に駐車時の衝撃に耐えられる固定方法としていただきたい。	不要と考えています。
41	守秘義務対象資料1-2 ・機械設備工事	厨房排気ダクトは別途工事となっておりますが、区画貫通部のFDの設置共、A工事として実施してください。	工事区分については、図面のおとりとします。 なお、厨房排気ダクトなど建物隠蔽部への施工が必要な部分については、美術館の運営及び収蔵品の管理環境への影響が大きいことからA工事とします。ただし、サービス施設にかかる設備であることから、更新投資を含めた維持管理費用については事業者負担とします。
42	守秘義務対象資料1-2 ・機械設備工事	設計図上、厨房用の排気ダクトは最終、制気口から出るようになっていますが、制気口についても別途工事となっています。制気口を設置する壁面はALC125であり、ダクトを貫通させるための開口補強も必要となります。制気口、開口補強を合わせてA工事としてください。	厨房用排気ファンの想定設置位置を、店舗内から屋上に変更します。 1階店舗から屋上までの建物隠蔽部の厨房排気ダクト（開口補強含む）及び電源等配線については、工事区分をA工事とします。 店舗内及び屋上露出部の工事区分については、変更はありません。
43	守秘義務対象資料1-2 ・機械設備工事	店舗部分の空調機（店舗1、店舗2、2階ミニカフェ）は、室内機、室外機共、機種が選定されていますが別途工事となっています。A工事として実施してください。	工事区分については、図面のおとりとします。 なお、図中、別途工事となっている機器の機種及び能力等は想定です。
44	守秘義務対象資料1-2 ・機械設備工事	上記同様に、給排気についても機種選定がされていますが別途工事となっています。A工事として実施してください。	工事区分については、図面のおとりとします。 なお、図中、別途工事となっている機器の機種及び能力等は想定です。
45	守秘義務対象資料1-3 ・電気設備工事図面	構内交換設備工事図面に電話機の機種・台数の記載迄ありますが、電気設備工事で準備されるのでしょうか。	電気設備工事に含んでいます。
46	守秘義務対象資料1-3 ・電気設備工事	インターホンの設置場所は風除室1、風除室2、風除室3、風除室7の計4か所です。全ての風除室に必要ではないでしょうか。取り付けを希望します。	インターホンの設置については、位置を含めて詳細検討中です。
47	守秘義務対象資料1-3 ・電気設備工事	監視カメラについて、講堂前1台と講堂内1台、研修室・会議室の貸室各1台 合計4台の監視カメラ追加をお願いしたい。講堂内の使用状況確認と講堂内の防犯対策を含んで要望しております。	防犯カメラの設置については、位置を含めて詳細検討中です。
48	守秘義務対象資料3	展覧会終了後、傷んだ壁等の補修（塗替え等）が必要となると思いますが、この補修に掛る費用は展覧会収支の中で見られているのでしょうか。それとも、全て維持管理で予算を見られているのでしょうか。	会場施工・撤去作業には原状復帰・レタッチの作業を含むとしています。しかし、経年劣化・変色、度重なる部分補修による壁色のムラを改める会場壁全体の塗り替えは、各展覧会事業費には含みません。
49	質問回答	2階ESC前に設置する仕切りの高さは腰高の仕切りなっていますが、高さは何センチなのか教えてください。	検討中です。

大阪中之島美術館運営事業 競争的対話の記録（第2回）（全体回答）

No.	対象資料	確認したい内容・その背景・主旨	回答
50	質問回答	2階ESC前に設置する仕切りの設置する場所が、「エレベーターとエスカレーターを囲んで設置する」とありますが、設置場所を図示していただけないでしょうか。 また、設置場所・方法によっては、救護室への出入りを阻害し、ロッカー室への動線も遠回りとなります。	位置、高さを含めて、検討中です。
51	—	追加回答による訂正後の第34条第2項に規定する「本契約に別段の定めがある場合を除き」にいう本契約の別段の定めとは、①第34条第6項（新設）、②第39条第3項、及び③第42条第2項のことを指すとの理解で正しいことをご確認のうえ、第34条第2項において①～③の条項番号を以て特定して次のように規定してください。 第34条 2 事業者は、本契約に別段の定め（①第34条第6項、②第39条第3項、及び③第42条第2項の規定をいう。）がある場合を除き、前項に定める調査又はその調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担する。 当方の上記理解に間違いがある場合には、追加回答による訂正後の第34条第2項に規定する「本契約に別段の定めがある場合」にいう「本契約の別段の定め」とは、何条のことを指しているのか、条項番号を特定してご教示下さい。	ご意見を踏まえ、実施契約書（案）第34条第2項を以下のとおり訂正します。 2 事業者は、第6項、第39条第3項又は第42条第2項の適用がある場合を除き、前項に定める調査又はその調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担する。
52	—	追加回答にあるように、「建物を使用している者が修補責任を負うべき」とする理由が、「建築請負事業者の責任対象期間以降は、引渡し前の瑕疵であるかどうかの判別が付きづらいことが想定されるため」であるならば、第42条1項に定める瑕疵の存在及び内容に関する通知が建築請負事業者の責任対象期間内に行われている限り、当該通知に係る瑕疵は引渡し前の瑕疵に該当し、建物を使用している事業者が修補責任を負うべき瑕疵に該当しません。したがって、第42条2項を、以下のように修正してください。 2 機構が、本施設の建築請負事業者がそれらの工事の発注者に対して責任を負う期間内に前項の通知を受けた場合、機構は、当該瑕疵の修補を行う。ただし、機構は、当該瑕疵を原因として本施設で予定されていた催事等が中止になったことにより事業者が生じた損害及び費用を負担するものとする。	ご指摘の部分については、本施設の建築請負事業者がそれらの工事の発注者に対して責任を負う期間内に、事業者が実施契約書（案）第42条第1項に定める通知を行ったとしても、必ずしも当該通知にかかる瑕疵が、本施設の建築請負事業者の責任対象となる瑕疵には限られないと考えられます。このため、同条第2項は、令和元年8月9日に公表した「実施方針・募集要項等の訂正表」による訂正のとおりとします。
53	—	各テナントに今回美術館への出店の依頼を行っておりますが、テナントの出店意向が、すべからず投資なしの業務受託を希望している状況です。 売り上げ歩合と想定売上げから積算すると「年間350万どころかその10分の1の収入にしかならず」SPCとしても多額の投資を15年間で回収することが不可能であると認識しています。よって、サービス施設の施設整備につきA～CまでをすべてA工事として頂きたいと思っております。	工事区分については、図面のとおりとします。 なお、厨房排気ダクトなど建物隠蔽部への施工が必要な部分については、美術館の運営及び収蔵品の管理環境への影響が大きいことからA工事とします。ただし、サービス施設にかかる設備であることから、更新投資を含めた維持管理費用については事業者負担とします。
54	—	機構様が、寄託品だけではなく、非常に高額な作品を購入の場合においても協議の場を設けさせて頂きたい。保険の付保範囲を協議させて頂きたい。多くの公立の美術館の方がどのような基準で保険をかけてきたかが分からず、例えば所蔵品全部に保険をかけるが、保険の付保範囲で協議させて頂く必要がある。	基本的に新規に美術品を購入した場合の当該美術品に対する保険の付保については、事業者が自らの裁量により保険等を付保することについては、妨げておりません。
55	—	芝生広場の芝は、天然芝ではなく人工芝に変更することは可能か。	芝生広場の芝は、天然芝を想定しております。

大阪中之島美術館運営事業 競争的対話の記録（第2回）（全体回答）

No.	対象資料	確認したい内容・その背景・主旨	回答
56	—	「守秘義務対象資料2 事業費 展示会事業費」のコレクション展開催経費の想定額は、展示室内可動壁のどのような運用想定とそれに対応する看視員配置としているか、考え方を教えてください。前回の競争的対話で、コレクション展開催経費は、13,636千円（税抜き：税込みで15,000千円）のもぎり・看視要員費が含まれているということでした。本来は可動壁が設置される以上、その運用を想定されるべきと考えています。展示会の内容が決定し、可動壁運用内容が確定したことに伴う看視員増員については、優先交渉権者決定以後の話し合いによるという、理解でよろしいでしょうか？その場合、費用増の負担についてどのように対応されるのでしょうか？	コレクション展の収支についてはあくまで想定であり、収入を抑えていることに合わせ、支出も控えている最低限の事業レベルにとどめています。PFI事業者がこの想定に沿って事業運営を実施することは想定しておらず、ここを出発点として投資や収入を拡充して、学芸員と共に充実したコレクション展を展開していくような提案を期待しております。可動壁の多用のみならず、集客数の増加によっても看視員の増員を図る必要も出てくることを考えておりますが、費用と収入は連動するものと想定しておりますので、看視員増員にかかる費用負担については想定しておりません。なお、警備に関しては、要求水準書「IV. 4 (3) ②」に記載のとおり、「作品資料に対する盗難やいたずら、破壊行為の防止対策を講じること」等を定めていることにご留意ください。
57	—	展覧会収支について、令和7年度以降の展覧会収支については、事業者の第2次提案書の収支内で実施することが前提となるのでしょうか？館長・学芸員からの展覧会についての企画提案内容は、第2次提案書の収支の範囲内で行うことが前提となるのか？（そうすると、館長・学芸員側に展覧会収支という制約が加わり、良い展覧会を企画するということに障害とならないか危惧しています）どこかの時点で展覧会収支の見直しが行われるのが前提となるのでしょうか？見直しに伴う費用増が、入場者増による収入増で必ず常にカバーできるということも想定しづらいかと考えますが、そのような状況で事業者側負担となり、またサービス対価の上限を超える場合、どのような取り扱いとなるのでしょうか？	令和7年度以降の展覧会については、基本的に第2次提案書の収支の範囲内で行うことが前提となります。ただし、事業運営開始後、展覧会の規模等（想定入場者数）が決まってきた段階で、「実施契約書（案）別紙4 IV. 事業計画の変更に伴う調整」に基づいて、当該年度の前年度に計画変更を行い、対応することとなります。
58	—	企画展開催費は基本的に、コレクション展開催経費と同様の考え方で経費構成がなされているのでしょうか？同様に看視要員費が含まれているのでしょうか？看視要員費は企画展開催室内の可動壁を運用している前提での要員数でしょうか？	企画展開催費にはその展覧会の特性や作品数に応じた、もぎり体制や看視体制・要員、加えて大型展においては臨時誘導員等の費用を積み上げております。ただし、あくまでも想定とご理解ください。今後、展覧会の規模や出品数の変化、会場構成の具体化によって、費用も精査されていく予定です。
59	—	コレクション展、企画展の展示室内設置のカメラと、看視員配置の考え方、互いの役割・機能分担についての考え方を教えてください。	コレクション展と企画展の看視員配置は、現在の想定上では連動していません。また、機械警備を含めた警備体制、機能分担は、要求されている水準においてご提案に委ねるところと理解しております。なお、機械看視は抑止力になるとは考えられるが、盗難等の作品に危害を及ぼす行為を未然に止めることはできないため、看視員の役割とは異なるものと考えております。
60	—	統括マネージャー以外の事務職員について一部を、SPC社での直接採用での社員及びアルバイト、派遣社員で想定することに考え方の齟齬はないでしょうか？	SPCの事務職員のうち各種責任者でない者については、SPCが自ら雇用するアルバイト、派遣社員等の非正規職員であることを妨げるものではありません。
61	—	考え方に齟齬がないかの確認のためです。想定実施事務をもとに実績単価等により算定とある、統括マネージャー以外の職員配置想定数及び、一人当たりの人件費平均想定額を教えてください。	要求水準を満たすことに必要な人数と金額を積んでおりますので、事業者の提案においても要求水準を充足する上で必要な体制により算定してください。
62	—	想定実施事務をもとに実績単価等により算定とある、数値の根拠となる会員想定数をご教えてください。また、会員入場者数は、無料と有料のどちらの入場者数にカウント想定されていますか？会員向け郵送料は、どの収支項目に該当想定されていますか？	一定の規模で想定しておりますが、事業者からの積極的なご提案を期待しております。また、展覧会収支（想定）において想定している総入場者数には会員が含まれている理解となります。会員向け郵送料は、「事業費」の「渉外」の項目で想定しております。なお、他の既存施設における友の会等の会員制度にこだわる必要はなく、より魅力的な内容、制度をご提案頂ければと考えております。

大阪中之島美術館運営事業 競争的対話の記録（第2回）（全体回答）

No.	対象資料	確認したい内容・その背景・主旨	回答
63	—	<p>考え方に齟齬が無いかの確認です。保守費に下記のもの（特定建築物としての点検含む）が含まれます。年間収支規模（想定）には、所有者資産（A工事）について以下のものは想定されていますでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免震システムの点検 大臣認定は取得されていますか？ ・汚水槽、雑用水槽、雨水貯留槽、貯水槽点検 ・各室パッケージエアコン点検費、フィルター清掃交換費 ドレン配管清掃 ・空調室 室外機 加湿器点検費 ・映像、音響、調光機器点検費 ・下水 配管通管 ・防虫防鼠施工費 ・自動扉、シャッター点検費 ・非常用発電機 点検 ・太陽光発電機器 点検 ・受変電設備 点検 ・消防点検 総合点検、機器点検、防火・防災管理点検、防火対象物点検 ・建築基準法上の点検 ・特殊建築物定期点検（建築・設備） 防火シャッター点検、防火設備点検、消防用設備等点検 ・厨房フード、ダクト、ドレン清掃 ・エレベータ、エスカレータ点検費 ・植栽 剪定（高中木、低木、生垣各年1-2回）、施肥（年1回）、除草（年4回）、芝刈り（年4回） ・清掃費 高所作業の場合、単価が高くなる照明器具清掃 ・電球取替え費 高所作業の場合、単価が高くなる照明器具取替え費 	概ね想定しております。なお、厨房フード、ダクト、ドレン清掃は想定しておりません。
64	—	美術館閉館後の時間帯及び閉館日について、有人警備による警備室常駐及び巡回以外の部分は、機械警備によるセキュリティでカバーするという設計思想でよろしいでしょうか？	その通りです。なお、店舗1、2の防犯用検知器については、事業者が設定した区画ごとに管理することが可能です。
65	—	<p>「施設条件等に基づき、実績単価により算定」とある、施設条件及び下記単価についてご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域冷暖房 基本料金単価・冷水及び温水の単価 ・電気料金 基本料金・夏季電力料単価・その他季電力料単価・再エネ賦課金単価 ・ガス料金 総合単価 ・水道料 基本単価 	施設条件については「要求水準書 別紙3」をご参照ください。各単価については、事業者の独自ノウハウの発揮を促進する観点から、提示はいたしません。なお、大阪市からの中之島美術館に対する光熱水費の減免などの優遇措置はありません。
66	—	館長・学芸員の出張に伴う、交通費・日当について、機構と事業者側の負担区分についてご教示ください。	館長・学芸員の出張に伴う費用については、運営権設定日以降、事業者側の負担となります。
67	—	運営権者たるPFI事業者が独自に支給する学芸員への手当等は費用に含める、とある独自に支給する手当等とは何を指すのでしょうか？	出向職員に対する給与は基本的に機構が支給しますが、これとは別に事業者が追加の給与を支払うことを妨げておりませんので、当該追加給与のことを指します。
68	—	翻訳費の使途対象業務範囲についてご教示ください。	要求水準書V. 9. (2) ⑥ウをご参照ください。なお、展覧会に係る翻訳費用は、展覧会収支に計上しております。
69	—	運搬費の使途対象業務範囲についてご教示ください。	要求水準書V. 5. (1)をご参照ください。例えば、寄贈があった場合、寄贈元からの美術館までの運搬費などを想定しております。
70	—	アーカイブ室運営費の使途対象業務範囲について、ご教示ください。アーカイブ及び収蔵作品管理システム費3,000千円（税込み）の使途範囲には、現在構築中のアーカイブズ管理システム構築後の運用・保守費が含まれているのでしょうか？通常、開発時の開発者コミュニティへの参加及び利用者コミュニティ形成を目的とする勉強会開催などの継続性を鑑みても、システム構築受託業者でなければ、運用・保守は引き受けられないと考えられますが、ランニング費としての運用・保守費は、年間3,000千円（税込み）内でどのように決められるのでしょうか？	アーカイブ室運営費は、アーカイブ室（閲覧・作業・保存管理）で使用するハード・ソフトを含めた備品・資材の調達や保守を中心とした費用を想定しています。アーカイブ及び収蔵作品管理システム費については、アーカイブ、図書、収蔵品管理の各システムの運用・保守を想定した費用です。

大阪中之島美術館運営事業 競争的対話の記録（第2回）（全体回答）

No.	対象資料	確認したい内容・その背景・主旨	回答
71	—	コレクション展の看視員費用は、展示事業費に仕訳されているとのことですが、コレクション展受付業務とは、具体的にどのような業務範囲を想定されているかご教示ください。	年間収支規模（想定）の内訳明細に記載しているコレクション展受付業務は、総合案内・券売に付随する軽微な案内を想定しています。
72	—	教育普及費及びアーカイブ運営費から11千円が増額されていると伺いました。コレクション展の看視・もぎり要員費は事業費の展示事業費に含まれていると伺いました。総合案内・券売・コレクション展受付業務、事務費、アルバイトの配置員数・金額についてご教示ください。	雇用するアルバイト等の人員数については、学芸員業務の補助、アーカイブ室業務の補助のいずれにおいても、2名を想定しております。その他の金額については、事業者の独自ノウハウの発揮を促進する観点から、提示はいたしません。
73	—	事務費とは、具体的にどのような使途対象業務範囲を想定されているかご教示ください。	要求水準書の付属資料3「PFI事業者による独自の調達備品のうち機構が希望する必須備品リスト」において、調達形態は購入、リース等は問わず、事業者で準備して頂く備品を定めております。ご指摘の事務費は、事務を行う上での消耗品やパソコン等の備品のリース料などのランニングコストを想定しております。
74	—	アルバイトとは、教育普及及びアーカイブ室補助要員以外に、どの業務範囲を想定されているかご教示ください。	アルバイトについては、学芸員及びアーカイブ室の業務を補助するために雇用することを想定しております。
75	—	事業所税について、教育施設の対象である博物館・美術館として免税とはならないのでしょうか？	一般的に地方独立行政法人が設置主体である博物館は、博物館法第2条第1項に規定する博物館ではなく、同法第29条に規定する博物館相当施設として取り扱われております。
76	—	職員・アルバイト・看視員など人件費について、収支項目にどのように配分されているか、お聞かせください。	統括マネージャー及び事務職員については「事業費」の「事務」の項目、アルバイトについては「維持管理費」の「事務」の項目、展示会の監視員については「事業費」の「展示事業費」に計上しております。
77	—	令和2年度、令和3年度の提案価格の上限額について、広告宣伝費・人件費・その他についての配分割合と、具体的な開館準備業務の内容についてご教示ください。また、事業者からのSPCへの人員配置についてその体制の取り組み方のイメージについて双方に齟齬がないか、また事業者側の引き渡し日までの実際の人員配置の時期について対話をお願いいたします。	令和2年度、令和3年度の提案価格の上限に関わる収支想定につきましては、守秘義務対象資料2の令和2年度、令和3年度の欄をご参照ください。また、開館準備業務の内容については、要求水準書Ⅲ. 4～7をご参照ください。供用開始は令和3年度第4四半期を想定しているが、駐車場については本施設引渡し後、他の業務に先行して使用を開始することは可能であると考えており、ご提案に委ねます。また、本施設引渡し後の人員配置は要求水準を充足する限りにおいて、ご提案に委ねます。
78	—	・「物価変動は見込まないこと。」の記載について→「実施方針 別紙5 2. 物価の変動に伴う当初想定するサービス対価の調整」記載の物価変動については、提案書に一切記載する必要はなく、事後にそのような数値変動が生じた時に、協議して改定するという考え方でよろしいでしょうか？また機構がリスク負担する税制変更などについても同じ考え方でよろしいでしょうか？	事業期間中の物価の変動に伴うサービス対価の調整に関しては、実施契約書（案）「別紙4 V.」に基づき、対応することとしております。なお、物価の変動に伴う調整の対象は、実施契約書（案）「別紙4 V.」に記載のとおりであり、物価の変動に伴う調整の対象項目については、事業期間中に定められた指標に応じて、その都度調整を行うため、提案書の収支計画に記載する必要はありません。なお、物価の変動に伴う調整の対象項目以外に関して、事業期間中に費用の増加等が考えられる場合は提案書において記載されることを想定しております。また、税制変更等に関しては、実施契約書（案）第78条、第79条に基づき、対応することとしております。
79	—	標準時入場者数50万人に対し、悲観（機構基準）時の入場者数13.5%減少となると、事業者の収支状況は厳しいものとなります。公共性・継続安定性が求められる本案件において、公募要項上の指針である年間収支想定において当該シナリオの作成を求める意図をお聞かせください。本事業は、平成26年9月策定の「新美術館整備方針」において、民間の知恵を最大限活用しながら、顧客目線を重視し利用者サービスに優れたミュージアムというコンセプト実現のために、単なるビジネスの範疇を超えて、関係者の信頼関係と理念が一致して初めて成り立つ事業と考えております。	優先交渉権者選定基準「2」の評価項目において「事業継続性の担保」を定めており、本事業においては事業継続性の担保を評価の対象としております。事業継続性の担保を評価する際に活用する意図のもと、提案記載要領・様式集「別紙 経営管理に関する事項 別添様式記載要領 2. (1)」の提案事項にて「悲観時（機構基準）」のシナリオを設定しております。なお、優先交渉権者選定基準に示すとおり、経営不振等不測の事態が生じた場合における応募企業又はコンソーシアムによる対処方法について、適切な提案がなされているかも加点評価の対象としております。

大阪中之島美術館運営事業 競争的対話の記録（第2回）（全体回答）

No.	対象資料	確認したい内容・その背景・主旨	回答
80	—	第2次審査書類と、プレゼンテーション資料の、目的の違いについてご教示ください。またプレゼンテーションはどのような内容・量感を想定されているのでしょうか？	ご提出いただいた第二次審査書類については、優先交渉権者選定基準に基づき、提出書類の形式審査、当初想定するサービス対価の形式審査、提案内容の基礎審査を実施します。プレゼンテーションでは、第二次審査書類で提出された提案内容の加点審査の過程で、機構が設置する有識者により構成する検討会議（以下「検討会議」といいます。）からの意見を聴取することから、検討会議の委員に対し第二次審査書類の内容をあらかじめ定められた時間内で発表していただき、検討会議の委員からの質疑に回答していただきます。プレゼンテーションは、ご提出いただいた提案書により行って頂くことを想定しており、提案書以外のプレゼンテーション資料等の使用は想定しておりません。プレゼンテーションの内容、時間等については、第二次審査参加者に対して機構から改めて通知いたします。 なお、「提案書（概要版）」を含め、提案時に提出する書類については、提案記載要領・様式集に示すとおり、サービス施設に係る内観パースなど、機構が公表することを前提として作成してください。
81	—	排気量・電気容量の拡張可能範囲について 検討結果の開示の時期をご教示ください。	ご意見を踏まえ、後日改めて回答します。
82	—	「ご意見を踏まえ、後日改めて回答します。」と回答されている項目については、どのような形・時期で回答が開示されるのでしょうか？	ご意見をいただき、機構内部で検討した項目については、令和元年10月11日に、大阪中之島美術館運営事業「競争的対話の記録（第1回）【追加回答部分】」として、第一次審査合格通知書の送付を受けた応募企業又はコンソーシアムに対して回答しておりますので、あわせてご参照ください。
83	—	図面における駐輪場（北側、南側）の台数は何台か。駐輪場は平置きでよいか。	駐輪場については、北側60台（2段ラック）および南側64台（1段ラック）の合計124台を想定しています。
84	—	今回はコンセッションと言いつつもサービス対価が発生している混合型である。投資に対してどのようなお考えか、どの程度期待しているかについてご意見をお知らせ頂ければと考えている。	実施方針「I. 1.（6）②」に記載のとおり、「民間事業者が経営に直接携わることで創意工夫を最大限発揮できる手法」の観点から、本事業ではPFI法における公共施設等運営事業（コンセッション方式）の導入を行っております。民間活力の活用による効果としては、「魅力的なサービス施設の誘致などによる付加価値の向上」等を想定しており、付加価値の向上の1つの手法として、事業者による投資があると考えております。
85	—	評価の点数のバランスにおける考え方において、サービス対価の上限は決まっており、事業者の方で利用料収入を増やし、サービス対価を下げた提案の方がよいか。または、サービス対価の上限を守っていればよいか。	大前提として、要求水準を充足した提案であることが求められます。サービス対価の評価方法は、優先交渉権者選定基準「第4-4」の価格評価点の計算式をご参照ください。
86	—	事業実施体制の部分について、学芸員の職務環境の向上はどのようなことを考えていらっしゃるのか。職務環境の向上とは、労働時間に関する部分か、または企画に係る部分か。	学芸員の基本的な労働条件は、出向元の機構の規定に従うことを想定しております。また、優先交渉権者選定基準「第5-1 事業実施体制」にて「学芸員が担う業務が美術館運営の中核であることを理解した上で、学芸員の職務環境向上について具体的な提案がなされているか。」の記載のとおり、学芸員の職務環境向上は美術館における優れたコンテンツ作成につながるかと考えており、学芸員の職務環境向上に資する事業者の提案を期待しております。
87	—	SPCの出資会社からSPCへ職員を在籍出向させることは可能か。	館長及び学芸員は、機構から事業者へ在籍出向し、SPCの事務職員と同様、事業者の職員となることを求めています。要求水準を充足するように本業務を実施するにあたっては、SPCに在籍出向した職員（館長及び学芸員）は、常勤の正規職員であることが必要と考えられます。統括マネージャー及び事務職員は、SPCの職員を想定しており、SPCでの直接雇用またはSPCの構成員から在籍出向を想定しております。 なお、警備業務や清掃業務は、業務委託の形で外部の事業者へ委託することは可能ですが、要求水準書「II. 5.（5）②」にて、機構からの出向職員と統括マネージャー及び事務職員の連携・協力を求めていること、事務職員が行う業務に関しては、外部企業への業務委託の形を取ることは基本的に想定しておりません。また、SPCの事務職員のうち各種責任者でない者については、SPCが自ら雇用するアルバイト、派遣社員等の非正規職員であることを妨げるものではありません。

大阪中之島美術館運営事業 競争的対話の記録（第2回）（全体回答）

No.	対象資料	確認したい内容・その背景・主旨	回答
88	—	本事業の館長と学芸員と事業者側のスタッフとのコミュニケーションは、前例がない組織であり、チャレンジであると考えている。15年間で、その体制を崩さないのではなく、状況を見て体制を変更することは可能か。今の仕組みでは、サービス対価は一括で支払われるが、途中で上手くいかない場合は、事業費の一部を機構でプールしておくなど、良い方向に仕組みを変更する機会があっても良いのではないか。	大前提として、優先交渉権者選定基準「第5 2 事業継続性の担保」に記載のとおり、事業の継続性を担保する上で、実施体制、実施工程、資金調達計画、事業収支計画等の工夫についての具体的な提案を期待しております。なお、事業期間中に万一事業の継続が困難な状況になった場合は、機構との協議、契約変更等が想定され、最終的には実施契約書（案）第92条に規定の事業者の事由による本契約の解除等の適用が想定されます。
89	—	事業が上手く行かず、収支が厳しくなった場合は、事業者からの投資がある程度、期待されているか。	優先交渉権者選定基準「第5 2 事業継続性の担保」に記載のとおり、経営不振等不測の事態が生じた場合における応募企業又はコンソーシアムによる対処方法についての適切な提案を期待しております。
90	—	仮に思うような入場者数が得られず、収入が下がった場合も、学芸員が企画したとおりに展覧会を実施するか。	展覧会の大方の内容は前年度には既に決まっております。当該年度のある展覧会の想定収入が想定より下回った場合においても、その収入減少分を補填するために当該年度の他の展覧会の内容を大きく変更することは難しいと考えられます。想定収入を下回ったことへの対策等を館長等も含め協議する場としては、アドバイザリーボード、大阪中之島美術館運営協議会（仮称）、取締役会が想定されています。なお、展覧会の入場者数が想定入場者数を下回った場合で、実施契約書（案）「別紙4 III.」に該当する場合は、追加給付の措置を取ることを想定しております。
91	—	駐車場に関しては、駐車場事業者テナントとして入ってもらうことを考えた場合、事業者の看板を出すことは工夫を行えば問題ないか。	各種法令等の規制に適合する限りにおいて、看板の設置に関して特段の規定は定めておりませんが、美術館の敷地の一部である点に配慮した提案を期待します。
92	—	要求水準書の別紙4では、機構と事業者の更新投資と修繕の区分けと判断基準が分かりづらい。事業者の修繕区部、更新の周期、コストを教えてください。現状では、品質とコストが事業者の提案ごとで大きく異なることが考えられる。	機構による更新投資は、今後作成予定の中長期保全計画を目安に投資を行っていくことを想定しておりますが、更新投資時点における施設や設備の状況及び機構における予算の状況等に鑑みて最終的には決定することとなります。事業者が行う修繕（修理、補修、部品交換等）の費用の積算におきましては、募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）No.172もあわせてご参照ください。
93	—	来館者数と作品保全の観点について、作品保全とは具体的にどのようなことを考えているか。	コレクション展の内容は学芸員が基本的に検討します。収蔵作品資料の中でも人気の高い作品を恒常的に展示することは当該収蔵作品資料の劣化につながる恐れがあるため、観覧ニーズと作品保全のバランスに留意しながらコレクション展の展示計画を検討していくことを想定しております。
94	—	今、保有しているコレクションを売却した上で、新たなコレクションを加え、コレクションをより系統立てていく考えはあるか。	コレクションの売却等は考えておりません。大阪中之島美術館運営事業 競争的対話の記録（第1回）（全体回答）No.25のとおり、今後も現在のコレクションで不足している分野等のコレクションを増やしていくことを考えております。中之島美術館準備室においてはすでにコレクションの収集方針を決めており、時代の流れに合わせて時間をかけてコレクションを拡充したいと考えております。
95	—	寄附金等の調達支援について、美術館における寄附は、一般的に個人または企業のどちらから多いのか。	個人寄附であっても、相当な金額になることもあります。支援目的のための財団を通して企業が継続的な寄附を行う事例も承知しております。
96	—	美術への関心を広めていく点から、一口城主のようなことは求めているのか。	会員制度等による寄附の制度は考えられると思われず。事業者には、運営資金の調達として効率的な寄附の仕組みや美術館のファン層を広げる観点での寄附の仕組み等、寄附金の制度設計も含めてご提案に期待します。
97	—	日本の美術館において写真禁止が多いが、館長、学芸員の指針に従いながら、あるエリアのみ写真撮影を行うことは提案可能か。	事業者のご提案に委ねます。なお、展示作品の撮影禁止は、作品の物理的な安全保持、あるいは著作権保護の観点から行われているものです。しかしながら、従来の美術館における撮影の方針を絶対視することなく、事業者のノウハウを踏まえたアイデア等をご提案いただくことを妨げるものではありません。

大阪中之島美術館運営事業 競争的対話の記録（第2回）（全体回答）

No.	対象資料	確認したい内容・その背景・主旨	回答
98	—	提案書に書いた内容については、一言一句遂行する考え方か。または、ご提案の内容についてどうしてもできない場合に、代替案を考えることはもちろんであるが、できない可能性が高いものを提案に盛り込んでもよいか。	実施契約書（案）第2条第3項に記載のとおり、「提案書の記載内容のうち、要求水準書に記載された水準又は仕様を超えるものについては、要求水準書に優先する」と定めており、ご提案頂いた内容が要求水準を超える場合は、提案内容が要求水準と同等の扱いになる点にご留意ください。
99	—	ガス設備は絶対に設置されないか。	大阪中之島美術館は重要文化財等を展示可能な公開承認施設となることをめざしており、ガス設備の設置は想定しておりません。
100	—	2階部分のゲートにおけるチケットシステムの設置について	チケットシステムとは連動しない簡易なゲートを設置することを検討しています。なお、事業者でチケットシステムと連動したゲートを設置する場合は、必要な配線用空配管の設置を検討します。